

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、日本メディカルオネスト株式会社（所在地東京都豊島区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 5 年 1 月 27 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日本メディカルオネスト株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-13 池袋KSビル5階

2. 指名停止措置期間： 令和5年1月27日～令和5年4月26日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元代表取締役社長は、代表取締役社長だった令和3年3月中旬頃、地方独立行政法人が運営する東千葉メディカルセンターの人工心肺装置の調達をめぐり、同センターの臨床工学技士長が、調達業務を受注した会社に、当該業者を通じて調達するよう指示するなどの便宜を図った謝礼として現金100万円を渡したとして、令和4年12月1日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内